

伊北地区非出資漁業協同組合 内共第 24 号第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

変更(案)	現行														
<p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>こい、うぐい</u></td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td><td>4月1日から9月30日まで</td></tr> <tr> <td><u>わかさぎ</u></td><td>7月1日から12月31日まで</td></tr> </tbody> </table>	魚種	期間	<u>こい、うぐい</u>	1月1日から12月31日まで	いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで	<u>わかさぎ</u>	7月1日から12月31日まで	<p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>こい、うぐい、わかさぎ</u></td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td><td>4月1日から9月30日まで</td></tr> </tbody> </table>	魚種	期間	<u>こい、うぐい、わかさぎ</u>	1月1日から12月31日まで	いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで
魚種	期間														
<u>こい、うぐい</u>	1月1日から12月31日まで														
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで														
<u>わかさぎ</u>	7月1日から12月31日まで														
魚種	期間														
<u>こい、うぐい、わかさぎ</u>	1月1日から12月31日まで														
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで														
<p>付 則 この規則は県知事の認可の日から施行する。</p>															